

サウンディングに係る秘密保持契約書

(目的)

第1条 本契約は、札幌医科大学（以下「甲」という。）が実施する札幌医科大学高難易度臨床検査センターに関する具体的な提案募集（以下「本調査」という。）に関連し、甲が参加事業者（以下「乙」という。）に提供する秘密情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(秘密情報)

第2条 「秘密情報」とは、本調査に関して甲が乙に対し口頭、書面、電子的手段等を問わず開示した、技術上、営業上、経営上その他業務に関する一切の情報であって、秘密として取り扱う旨明示されたものをいう。

2 ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知となっている情報
- (2) 開示後、乙の責によらず公知となった情報
- (3) 開示前から乙が正当に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 法令または裁判所その他公的機関の命令により開示を求められた情報

(秘密保持義務)

第3条 乙は、秘密情報を以下のとおり取り扱わなければならない。

- (1) 本調査の目的以外に使用しないこと
- (2) 第三者に開示・漏えいしないこと
- (3) 秘密情報の管理にあたり、善良な管理者の注意をもって行うこと
- (4) 秘密情報を知る乙の役職員等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課すこと

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、締結日から起算して3年間とする。ただし、期間満了後も第2条及び第3条の義務は、秘密情報が公知となるまで存続するものとする。

(秘密情報の返還・廃棄)

第5条 甲が求めた場合、乙は秘密情報を速やかに返還または甲の指示に従い廃棄するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙が本契約に違反し、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道公立大学法人札幌医科大学
北海道札幌市中央区南1条西17丁目
理事長・学長 山下 敏彦

乙 [事業者名]
所在地：[住所]
代表者：_____（署名・押印）